

# 評議員の報酬に関するアンケート調査報告

公益社団法人私学経営研究会

令和5年改正私立学校法（令7・4・1施行）により、評議員会の役割が大きくなることと、評議員の報酬基準を定めなければならないことから、法改正後の評議員の報酬について本会に問い合わせが多くなっています。

そこで、評議員への報酬について、現状の報酬額と改正後の予定についてアンケート調査を行いましたので、その結果を公表いたします。ご参考になさってください。

調査期間：令和6年3月25日～令和6年4月10日

調査対象：会員校（603法人）、非会員校（244法人）

回答法人数：205（大学法人119／短大法人13／知事所轄法人73）

## 【回答地区】

地区	大学	短大	知事所轄	計
A 北海道・東北	13	2	3	18
B 関東	34	2	17	53
C 中部・北陸	22	3	15	40
D 近畿	30	5	18	53
E 中国・四国	6		10	16
F 九州・沖縄	14	1	10	25
計	119	13	73	205

## A 学外の評議員に対する報酬について

### A-1 現状

支給の有無	大学	短大	知事所轄	計
ア 報酬+交通費別途支給	58	3	21	82
イ 報酬のみ支給（報酬に交通費を含む）	42	4	26	72
ウ 交通費のみ支給	7	2	13	22
エ 報酬も交通費も支給しない	3	4	9	16
オ その他	9		4	13
計	119	13	73	205

### 「オ その他」の内訳

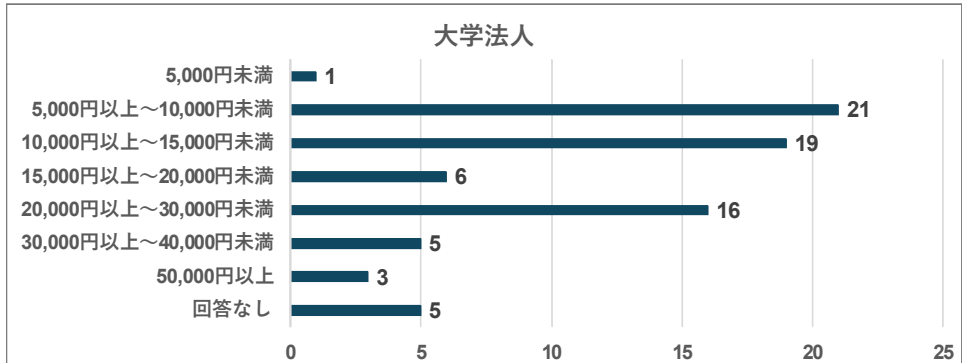
内容	大学	短大	知事所轄	計
日当（+交通費）	3		3	6
都度支給の報酬と退任時の慰労金	1			1
お車代として年額1万円	1			1
出席回数に応じ、年に一度支給 （タクシー利用希望者のみタクシー券を事前送付）	1			1
基本報酬のみ。交通費は行程が往復150キロメートル以上の時のみ支給	1			1
県外の評議員のみ交通費（宿泊費含む）支給（評議員会出席の都度）			1	1
基本報酬のみ。遠方在住者は、別途交通費（宿泊費）を支給	2			2
計	9		4	13

「ア・イ」の場合の報酬の支給方法について

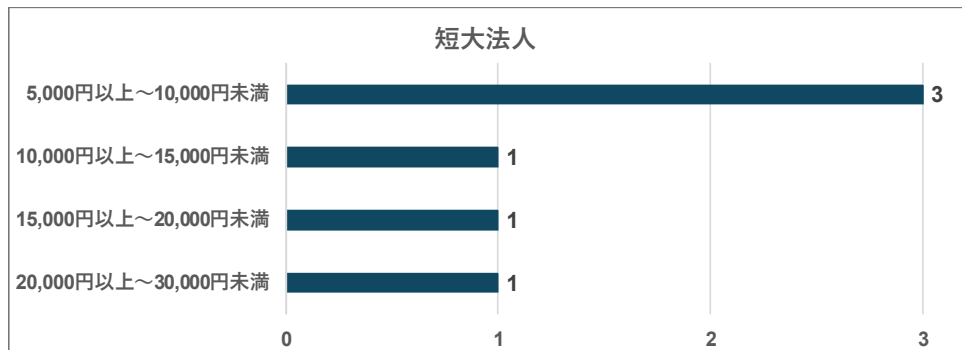
支給方法		大学	短大	知事所轄	計
a	評議員会出席の都度支給（1回あたり）	76	6	39	121
b	毎月決まった額を支給	9		1	10
c	年に1回、決まった額を支給	4	1	5	10
d	その他	11		2	13
計		100	7	47	154

「a 評議員会出席の都度支給（1回あたり）」の内訳

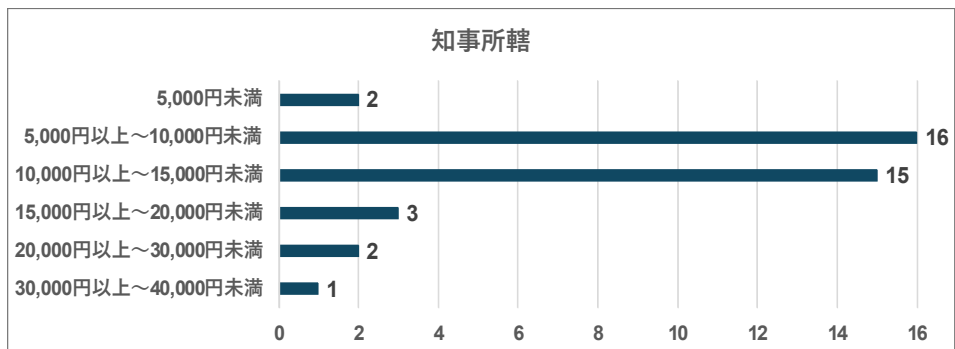
(回答数：76)



(回答数：6)



(回答数：39)



「b 毎月決まった額を支給」の内訳

金額	大学	短大	知事所轄	計
2,500 円	1			1
10,000 円	2			2
20,000 円	2			2
30,000 円	1		1	2
金額について回答なし	3			3
計	9		1	10

※複数回答は低い方の金額でカウント

「c 年に1回、決まった額を支給」の内訳

金額	大学	短大	知事所轄	計
10,000 円	1		1	2
20,000 円			1	1
30,000 円	1			1
40,000 円		1		1
50,000 円	1		1	2
100,000 円以上	1		2	3
計	4	1	5	10

「d その他」の内訳

内 容	大学	短大	知事所轄	計
年に1回、決まった額を支給。 交通費や日当は評議員会出席の都度支給	2			2
年に2回、決まった額を支給	7		1	8
年に3回、決まった額を支給	1			1
評議員会に出席した月は、出席回数に関わらず月額固定額を支給	1			1
上記a.及びc.いずれも該当			1	1
計	11		2	13

A-2 法改正後

変更の有無	大学	短大	知事所轄	計
ア 変更あり	7		4	11
イ 変更なし	22	1	34	57
ウ まだ決まっていない	90	12	35	137
計	119	13	73	205

「ア 変更あり」の場合の変更内容について

① 「a 評議員会出席の都度支給（1回当たり）」の増額について

(回答数：大学2/知事所轄2)

変更内容	大学	短大	知事所	計
5,000 円以内			1	1
5,000 円以上～10,000 円未満			1	1
10,000 円以上～15,000 円未満	1			1
30,000 円以上～40,000 円未満	1			1
計	2		2	4

② ①以外の変更内容（支払方法、金額）について

※「a 都度支給」「b 毎月支給」「c 年1回支給」

(回答数：大学5/知事所轄2)

校種	変更内容	件数
大学	「c：30,000円」→「a：金額未定」	1
	「a：金額回答なし」→「b：評議員会議長：60,000円 評議員会副議長：30,000円 その他評議員：10,000円」	1
	「交通費のみ支給」→「c：金額未定」	1
	「a：5,000円以上～10,000円未満」→「『b：毎月決まった額を支給』か『c：年に1回、決まった額を支給』の方向性で検討中」	1
	「規程に定めた手当を年2回に分けて支給」→「支給方法は変更せず、増額変更予定」	1
知事所轄	「a：10,000円以上～15,000円未満」→「b：金額未定」	1
	「交通費のみ支給」→「b：50,000円」	1
計		7

**B** 学内の評議員（職員評議員、充て職など）に対する報酬について

B-1 現状

支給の有無		大学	短大	知事所轄	計
ア	報酬あり	34		13	47
イ	報酬なし	83	13	58	154
ウ	その他	2		2	4
計		119	13	73	205

「ウ その他」の内訳

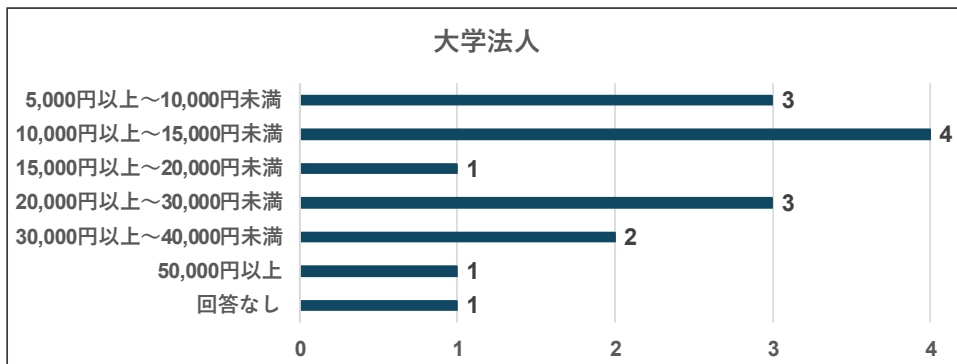
内 容	大学	短大	知事所轄	計
勤務扱い			1	1
退任時の慰労金のみ支給	1			1
退職金計算時の勤続年数に就任期間を加算			1	1
役職（充て職）評議員及び理事を兼務する評議員を除き、報酬あり	1			1
計	2		2	4

「ア」の場合の報酬の支給方法について

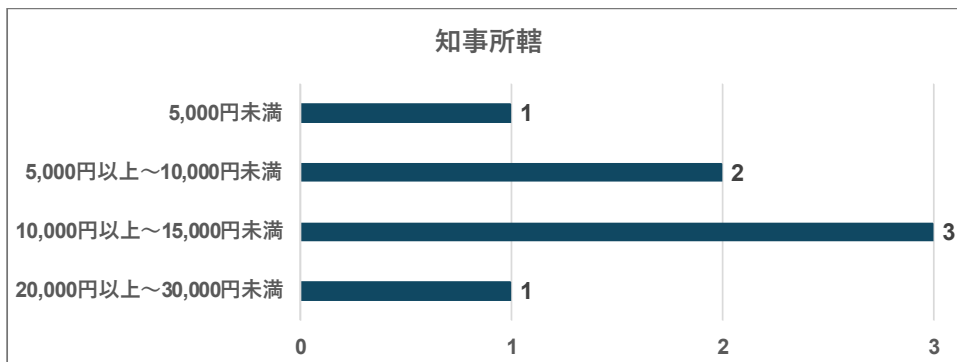
支給方法	大学	短大	知事所轄	計
a 評議員会出席の都度支給（1回当たり）	15		7	22
b 毎月決まった額を支給	9		1	10
c 年に1回、決まった額を支給	3		4	7
d その他	7		1	8
計	34		13	47

「a 評議員会出席の都度支給（1回あたり）」の内訳

(回答数：15)



(回答数：7)



「b 毎月決まった額を支給」の内訳

金額	大学	短大	知事所	計
15,000円	1			1
20,000円	1			1
金額について回答なし	6		1	7
計	8		1	9

※複数回答は低い方の金額でカウント

「c 年に1回、決まった額を支給」の内訳

金額	大学	短大	知事所	計
10,000円			1	1
20,000円			1	1
30,000円	1			1
42,900円	1			1
50,000円			1	1
100,000円	1		1	2
計	3		4	7

「d その他」の内訳

内 容	大学	短大	知事所轄	計
年に2回、決まった額を支給	6		1	7
評議員会の開催日が休日の場合に支給	1			1
計	7		1	8

B-2 法改正後

変更の有無		大学	短大	知事所轄	計
ア	変更あり	4		2	6
イ	変更なし	31	6	37	74
ウ	まだ決まっていない	84	7	34	125
	計	119	13	73	205

「ア 変更あり」の場合の変更内容（支払方法、金額）について

※「a 都度支給」「b 毎月支給」「c 年1回支給」

(回答数：大学4/知事所轄2)

校種	変更内容	件数
大学	「c：30,000円」→「a：金額未定」	1
	「報酬なし」→「b：評議員会議長：60,000円 評議員会副議長：30,000円 その他評議員：10,000円」	1
	「報酬なし」→「『b：毎月決まった額を支給』か『c：年に1回、決まった額を支給』の方向性で検討中」	1
	「規程に定めた手当を年2回に分けて支給」→「支給方法は変更せず、増額変更予定」	1
知事所轄	「報酬なし」→「a：5,000円以上～10,000円未満」	1
	「報酬なし」→「b：未定」	1
	計	6